



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○無線設備規則の一部を改正する省令
(総務一八)

○電波法施行規則の一部を改正する省令
(同一一九)

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令
(同一二〇)

〔告 示〕

○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件
(総務五一九)

○伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件
(同五二〇)

○無線設備規則第五十九条第一項ただし書の規定に基づき、周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める件
(同五二一)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

一 二 三 四 五 〇

特殊法人等

平成十七事業年度財務諸表(独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター・国立青年の家・国立少年自然の家、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人海技大学校及び海員学校)関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○総務省令第百十八号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十月四日

総務大臣 菅 義偉

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「あつて」を「あつて」に改め、四五〇kHzまでの下に「又は屋内において二MHzから三〇MHzまで」を加え、同項第二号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

三 二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信設備であつて搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、搬送波が拡散される周波数の範囲が二MHzから三〇MHzの間になければならない。

第六十条の前の見出しを(漏えい電界強度等の許容値)に改め、同条を次のように改める。

第六十条 電力線搬送通信設備は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、前条第一項ただし書の総務大臣が別に告示するものについては、適用しない。

- 一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数を使用するものであつて、電力線に通ずる高周波電流の搬送波による電界強度は、その送信設備から一キロメートル以上離れ、かつ、電力線からノ2)は搬送波の波長をメートルで表したものとし、は円周率とする。以下同じ。)の距離において毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。
- 二 二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用するものは、次のとおりであること。

- (1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで	二六デシベルから一六デシベルまで
五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満	三〇デシベル	二〇デシベル
一五MHz以上三〇MHz以下	二〇デシベル	一〇デシベル

注 を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。